第三十八条第一号中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

別紙様式第一及び第二中「銀行等」の次に「又は資金移動業者」を加える。

別紙様式第三及び第四中「銀行等を」を「銀行等又は資金移動業者を」に、「銀行等使用欄」を「銀行等又は資金移動業者使用欄」に、「取扱銀行等店舗名」を「取扱店舗名」に改める。

別紙様式第三十を次のように改める。

別紙様式第三十　削除

別紙様式第四十四を次のように改める。

別紙様式第四十四　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中外国為替に関する省令第二条第二項第三号の改正規定並びに第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十四条第一項及び第二項、第二十五条、第三十三条、第三十五条第二号並びに第三十八条第一号の改正規定並びに同令別紙様式第三十及び第四十四の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる報告書を取り繕い使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十四号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三十四条第十項」を「第三十四条第十一項」に改める。

附　則

この省令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第十七号

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第五条第二項の規定に基づき、金融庁長官が告示をもって定める法律を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用し、前払式証票の規制等に関する法律施行規則第十一条の三第四号の規定に基づき、金融庁長官が定める営利を目的としない法人を定める件（平成十年大蔵省告示第五号）は、同日から廃止する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

二　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

三　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

四　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

五　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）

六　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）

七　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）

八　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）

九　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）

○金融庁告示第十八号

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第二十八条第四号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用し、前払式証票の規制等に関する法律施行規則第二十一条第四号の規定に基づき、発行保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件（平成十七年金融庁告示第二十六号）は、同日から廃止する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範

前払式支払手段に関する内閣府令第二十八条第四号に規定する金融庁長官の指定する社債券その他の債券は、次の各号に掲げる債券であって、記名式のもの及び割引の方法により発行されるもの以外のものとする。

一　国民生活債券

二　住宅金融公庫債券

三　農林漁業金融公庫債券

四　中小企業債券

五　公営企業債券

六　沖縄振興開発金融公庫債券

七　沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券

八　沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券

九　国際協力銀行債券

十　日本政策投資銀行債券

十一　放送債券

十二　道路債券

十三　緑資源債券

十四　首都高速道路債券

十五　水資源開発債券

十六　阪神高速道路債券

十七　鉄道建設債券

十八　新東京国際空港債券

十九　本州四国連絡橋債券

二十　預金保険機構債の債券

二十一　日本育英会債券

二十二　私学振興債券

二十三　都市基盤整備債券

二十四　銀行等保有株式取得機構債の債券

二十五　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第八条の規定により発行される債券

二十六　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第十二条の規定により発行される社債券

二十七　関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第十八条の規定により発行される社債券

二十八　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第十条の規定により発行される社債券